

会議録

会議の名称	令和2年度第5回上尾市成年後見制度利用促進審議会					
開催日時	令和3年2月17日(水) 午後1時00分から午後2時30分まで					
開催場所	オンライン開催とする。					
議長(委員長・会長)氏名	古谷野 亘委員長					
出席者(委員)氏名	江口 裕樹委員、吉田 剛委員、横森 雄次委員、石橋 誠也委員 吉田 香織委員、長塚 覚委員、丸山 広子委員、小杉 道郎委員					
欠席者(委員)氏名	なし					
関係者として出席	上尾市社会福祉協議会 地域福祉課 山辺課長、北村係長					
事務局(庶務担当)	石川健康福祉部長、畠健康福祉部次長、堀田高齢介護課長、 関田主幹、田中主幹、山口主査、辰巳主査 (オブザーバー) 福祉総務課 平賀課長、小坂副主幹 障害福祉課 林田課長、栗原副主幹					
会議事項	1 議題	2 会議結果				
	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について (2) 中核機関の業務内容について ・(仮称) 上尾市成年後見センター設置(案)について ・令和3年度および令和4年度業務内容について ・成年後見制度活用ガイドライン(案)について	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について ・了承 (2) 中核機関の設置について ・了承				
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数	1名			
会議資料	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について ・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案) (2) 資料②、別紙①②(仮称) 上尾市成年後見センター設置(案) について・令和3年度および令和4年度業務内容について 資料③、別紙①成年後見制度活用ガイドライン(案)について					
議事のてん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。						
令和3年3月16日						
議長(委員長・会長)の署名 <u>古谷野 亘</u>						
議長に代わる者の署名 (議長が欠けたときのみ)						

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
古谷野委員長	(1) 成年後見制度利用促進基本計画について 議題1から説明をお願いする。
事務局	一事務局から説明一
古谷野委員長	今の説明で、P31に全体の体系が明記され、P39に成年後見制度利用促進施策の記載、P49の認知症施策の推進の項目の中に権利擁護支援体制の充実という記載を確認した。パブリックコメント公募後、この記載内容に関する変更点は無いということなので、このまま計画を進めてよろしいだろうか。
委員一同	承認
	(2) 中核機関の業務内容について
古谷野委員長	議題2について説明をお願いする。
事務局	一事務局から説明一
古谷野委員長	この仕様書は、先ほどのパワーポイントで抜粋された内容を記載したもので、これまでの審議会で協議した内容を落とし込んで作成し、委託先候補である上尾市社会福祉協議会とも、ある程度事前打ち合わせをして作ったものということでおいか。
事務局	はい。 これまで計4回の審議会で、皆様からいただいたご意見をふまえ、上尾市として最良の形の仕様書案として作成している。
古谷野委員長	この案を基にして、高齢介護課が令和3年度の予算要求をしている。 予算要求時には、委託候補先である上尾市社会福祉協議会に見積もり依頼し、見積書をもとに予算要求を行ったが、結論から先に申し上げれば、予算が大幅にカットされてしまったということである。 どれくらいの削減かと言えば、予算要求の概ね半分の見込みということである。 上尾市社会福祉協議会に財政課査定の状況を伝えたところ、上尾市社会福祉協議会のほうから受託できないという返事をいただいたという現状である。 ただし、この仕様書はあくまでも案の段階であり、今後の交渉、その他、審議会委員の皆さまのご意見をもとに、仕様書の修正ができるような形にもっていくことも不可能ではないというのが、今日現在の市の状況である。 上尾市社会福祉協議会から受託できないという返事をいただいたのはつい最近のため、委員の皆さまに送付している資料は、それより前のものであるということでご理解いただきたい。事務局、ここまで説明はよろしいだろうか。
事務局	ご説明いただいた通りである。
古谷野委員長	のことについて、委員の皆さまから何かご質問、ご意見はあるか。

江口委員	具体的な予算額はお伝えできないと思うが、どのくらいの予算要求を行ったか、どれくらいの予算額が内定しているのか。
古谷野委員長	年額換算で、1700万円ほどを要求し、認められているのは年額換算で880万円とのことである。
江口委員	了解した。
古谷野委員長	他にご質問、またはご意見のあるかたはいるか。
小杉委員	一点確認したいのだが、先ほど支援者という表現で幾つかの事業について説明されたが、我々民生委員もその支援者の中に入ってくるのだろうか。
事務局	一次相談機関としての役割を、民生委員の方にお任せすることは無い。地域の中で相談を受けた際、成年後見制度の利用や権利擁護支援に関して、支援が必要であれば一次相談機関に繋いでいただくような形で、ご本人の身近な相談者として、民生委員の方にも役割を担っていただきたいと考えている。
小杉委員	となると、成年後見センターが開催する研修会を受講する対象者にも入ってくるという考え方で理解してよろしいか。
事務局	はい。そのように考えている。
小杉委員	はい。ありがとうございます。
長塚委員	答えられる範囲で良いのだが、予算が大きく削られた要因というのは、人件費が入っているからだろうか。 特記仕様書の記載が、「兼務も可」とあるのには、兼務を認めざるをえないという事情からだろうか。 専従で1人、もう1人は兼務も可とせずに、兼務を認めると書いているところには何か理由があるのかを確認したい。
事務局	財政課側から、この部分の人件費はいらないのではないか、というような具体的な削減案が出たわけではない。 ただ、担当課としては、この予算規模が決まった中で、委託先に対して必ず常勤の職員を配置してほしいという要求はできないのかなと考えているところである。
長塚委員	上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターを立ち上げる際にも、やはり、兼務でやるのかどうするのかという話が出たが、予算が通っても0を1にする作業がかなり厳しかったという印象があるので、その辺りがちょっと将来的に心配なところではある。 予算の中でやれる範囲でやろうということに関して、どんな温度感なのかなど思い確認したかったのだが、状況はよく理解した。 ありがとうございます。
古谷野委員長	上尾市にとって、この中核機関、成年後見センターの設立というのは非常に大きな目玉事業になっている。 だがその一方で、財政事情、新型コロナウィルスの影響などもあり、財政当局としては、担当課の要求の半分くらいしかつけることができなかつたというこ

	<p>とになっているようだ。</p> <p>だが、中核機関の設置について、やめてしまおうかという話にならないとすれば、この額でやれるところから、あるいは市の方で少し頑張っていただきて、若干の上乗せが可能かどうかを検討していただきながら、その上で、上尾市社会福祉協議会の人と再度交渉しながら、どの辺であつたらいけるかというようなことを、今後、詰めていかなければいけないというところのようだ。</p> <p>この説明で合っているだろうか、事務局。</p>
事務局	その通りである。
古谷野委員長	<p>委員の皆さまから他にご質問なれば、今日は上尾市社会福祉協議会の方に出席していただいているので、山辺地域福祉課長に上尾市社会福祉協議会としての考えをお聞かせいただければと思う。よろしいか。</p>
山辺課長	<p>改めまして、上尾市社会福祉協議会の山辺と申します。</p> <p>委員の皆様には、今の段階で、と驚かれてしまったかと思うが、高齢介護課とは、大分前から、この予算がかなり削減されるという話の中で、受託は難しいという話はしてきたところである。</p> <p>以前、この審議会に参加をさせていただいた際、上尾市社会福祉協議会として中核機関を担うべきだと考えていることはお伝えをしたことがある。</p> <p>ただ、これを継続的、安定的に運営していくためには、人員体制の確保というのが前提条件になるということはその場でもお伝えしたと思う。</p> <p>その際、古谷野委員長からも、石川健康福祉部長に対して、予算づけの方をよろしくお願いしますというふうに声をかけていただき、予算要求については、上尾市社会福祉協議会と、高齢介護課とで、具体的な話を詰めてくださいということだったかと思う。</p> <p>ただ、先ほどの話の通り、今回は新型コロナウィルスの影響がものすごく大きくて、上尾市の財政が危機的な状況に陥ってしまって、財源が枯渇してしまったということで、上尾市社会福祉協議会が要求していた予算が半分以下になってしまった。</p> <p>もちろんまだ正式ではないとはいえ、いま確認できている予算額では、上尾市社会福祉協議会が、継続的、安定的に、しっかりと責任を持って、中核機関を担ってくれるために必要な人員体制の確保というのが、不可能になってしまったといったところが一番大きくて、これでは、責任ある中核機関の運営というのができないということを、今の時点では判断している。現段階で、受託をするというのはなかなか難しいという結論に、今、至っているところである。</p>
古谷野委員長	<p>念のため伺うが、仕様書に記載された人員配置を見ると、センター長 1 人、相談員の専門職を 2 人以上配置ということになっているが、これが上尾市社会福祉協議会として、安定的に継続的に運営できる人員体制であるという意味だろうか。</p>
山辺課長	<p>上尾市社会福祉協議会として、成年後見センターを安定的に運営できる人員体制は、ここに記載されている相談員 2 人について、あくまでも常勤のプロパーの職員が配置されることをイメージして、市と話し合ってきたし、予算要求もしてきた。</p>
古谷野委員長	センター長 1 人は兼務だろうか。
山辺課長	センター長は兼務で、そこに主担当として常勤の職員が 2 人配置され、中核機

	関を主体的に運営していくように考えている。 ただ、この中核機関の業務を、本当にしっかりとやってくことは、おそらく大変なことだと思うので、中核機関を担う時には上尾市社会福祉協議会の中でも組織改編を行って、今、私どものところで実施している日常生活自立支援事業の部署と、これから始める予定であった法人後見事業と、それに加えて、中核機関の業務とを担えるところを一つの部署に独立し作り直して、その中でそれがやりきれないところを、兼務し合いながら、協力し合いながらやっていくというようなイメージで考えていた。
古谷野委員長	今、上尾市社会福祉協議会のプロパーの職員と発言されたがこのプロパーの職員というのは、いわゆる正規職員であることを前提にしているか。
山辺課長	はい。正規職員を前提にしている。
古谷野委員長	例えば常勤嘱託とか、時短嘱託とかは想定されていないのか。
山辺課長	想定はしていない。 ただ高齢介護課との話し合いの中でも、例えば常勤嘱託であれば 2 人配置できるかもしれないとか、有資格者で、専門的に成年後見の相談を経験してきた方々を窓口に入れて、相談を受けていただくような形がとれないかとかという提案をされた。持ち帰って、上尾市社会福祉協議会の地域福祉課内の現場担当者と検討した中では、上尾市社会福祉協議会という組織として担っていくということであれば、そこにしっかりと主担当が座り、業務をやりながら、人事異動も当然出てくるわけだが、成年後見制度の専門知識だけではなく、社会福祉協議会が中核機関を担うべきだというように皆様に思っていたいいたそのバックボーンを十分に生かしながら、やっていけるような体制に持っていきたいというふうに考えている。 どうしてもそのようなイメージで、上尾市社会福祉協議会としては、やっていきたいと考えているところである。
古谷野委員長	委員の皆さん方からご質問、ご意見をいただきたい。
横森委員	他市町村等の状況がわからないので伺いたい。まず委託費の予算が、880 万円程度になっているとのことだが、この金額は、すでに立ち上がっている成年後見センター等と比べて、とても低い方なのか、他でも、このぐらいでやっているのかというところを教えていただきたい。 もう一点、人員配置に関して、人件費予算によっても変わってくるかとは思うが、センター長 1 名、相談員 2 名で、相談員は非常勤も可とするという要件が、既存の他市町村の成年後見センターと比べてはどうなのかということを教えていただきたい。
古谷野委員長	事務局のほうで、回答できるだろうか。
事務局	はい。 他市にヒアリングをしてきたが、社会福祉協議会への委託料の算出方法が市町村によって様々である。成年後見センター業務だけで、専従の正規職員を配置するのか、或いは日常生活自立支援事業やほかの業務との兼務で算定しているか等にもよるかと思う。また、法人後見事業も委託事業に含めて算定している市町村や、センターの人件費部分は運営費補助金で賄っているところもある。そのため 880 万という金額のみで比較をすることはできない。

	参考に、国の基準額を言えば、国の中核機関の体制整備に関する交付金が人口10万人規模に対して300万円となっている。上尾市の場合は人口が22万9000人なので、その倍額の600万円が交付金の範囲となっている。 財政課でも、この国の交付金を委託料算定の目安としているようだ。
古谷野委員長	丸山副委員長、何か情報はあるか。
丸山副委員長	本当に、社会福祉協議会の会計や財源の算出方法は複雑で、例えば運営費補助金として、運営側の支援を市から補助していただいたり、プラスとして事業費の中で受託料に入れていたりと、色々なやり方をしているので、どこが基準というものはない。ただ、800万円ぐらいだと、正規職員は雇えないであろうというような感じは受けるが、やはり、他市との単純な比較は難しい。 また、委託を受けた他市の社会福祉協議会から、埼玉県社会福祉協議会にも苦情が入ることがある。行政側から、受託をしてほしいと言われても、予算がついてこないために苦労してやっているというような、委託をめぐった、様々な議論が、今交わされている。 それでも、コロナ禍の混乱の中で、何としても頑張って、事業を開始するんだというような考えを持っていただいているところが多いというのが今の現状である。
古谷野委員長	横森委員、このような回答でよろしいだろうか。
横森委員	ありがとうございます。
古谷野委員長	他にご意見はいかがだろうか。 先ほど丸山副委員長が言われたように、上尾市社会福祉協議会全体としての補助金や委託料など、様々な枠があって、全体として見えにくいということはあるのかもしれないが、上尾市と上尾市社会福祉協議会との間では、全体の予算としてどんな感じなのだろうか。 今回の予算案で、上尾市社会福祉協議会全体に対する予算が大幅に減じている感じだろうか。
事務局	上尾市全体の今の財政状況は、やはりコロナ禍にあってすごく厳しいため、コロナ禍の臨時財政運営方針が出され、基本的に新規事業にかかる予算は認められないという予算づけがなされている。 そうした中で、成年後見センターについては新規にもかかわらず、予算が確保できる見込みが立っている。また、先ほどお話を上がった、上尾市社会福祉協議会の運営費補助金、人件費の部分についても、市からの補助金は一律10%カットということで、上尾市社会福祉協議会の補助金に関しても例外なく削減という状況にはなっており、人件費は正規職員およそ2人分の削減ということになる予定である。
古谷野委員長	山辺課長いかがだろうか。
山辺課長	今、田中主幹がお伝えした通りである。 社会福祉協議会の人件費は、自分たちでなかなか利益を生み出せないところについて、運営費補助金という形で、市から補助金をいただきながら、人件費として活動に充てている。 その中で、上尾市から事業を委託している場合は、委託料の中に、人件費を見てもらったりしている状況である。

	<p>今お話をあった通り、本当に財政状況が厳しくなってしまい、上尾市社会福祉協議会の補助金も、他の補助金と一律に1割カットということで、約2人分の人事費が削減された。補助金を充てている職員のほとんどが、私が今所属している地域福祉課の職員である。</p> <p>地域福祉活動をする支部担当の活動や、あんしんサポートネット（日常生活自立支援事業）、生活福祉資金貸付事業や、心配事相談というようなところになるので、結局、私どもの課の職員が減らされるような状況の中で、また来年度以降の体制を考えていかなければいけないという状況である。</p>
古谷野委員長	<p>これが現在の財政状況ということである。ただ、一方で、先ほど申しあげたように、上尾市としては、成年後見センター、中核機関の立ち上げが令和3年度の目玉事業ということである。</p> <p>実際には、来年度については、年度後半の2か月分でしかないし、助走期間が1ヶ月ということだから、事業自体の中身はないともいえるが令和4年度からは徐々に事業を動かしていかなければいけない。</p> <p>そういう段階で、通年の予算として考えると、令和4年度も、先ほどからお話ししているような予算規模で実施することになりそうだということだ。</p> <p>ただ、令和4年度予算は、まだ形も何もないわけだから、これから交渉の余地はあるだろうと思う。</p> <p>同時に、この仕様書の中身を、いわば下方修正ということにならざるをえないとは思うが、修正し、現実的に可能な線を探っていくという作業をしながら、さらに継続して、上尾市社会福祉協議会と市の間で折衝し続けていただくしかないのだろうと思う。</p> <p>すでに、以前から協議してきたところではあるが、上尾市の場合、上尾市社会福祉協議会以外に、中核機関を担えそうな団体があるわけではないし、まして、上尾市が新しくセンターを直営で設置するというのも、これも財政的にはもっと厳しい。</p> <p>他方で、上尾市社会福祉協議会としても、地域福祉活動を担う機関であると同時に、市民の権利擁護の中核になる機関であれば、成年後見制度の中核機関として成年後見センターを担い、成年後見制度の利用促進を進めていくということは、これから上尾市社会福祉協議会の事業活動の中で言えば、ある意味使命というふうにも言っていいと思う。そうすると、やはり、上尾市社会福祉協議会にお願いするということは外せないのでないかと思うのだが、その点について、委員の皆さまのお考えはいかがだろうか。</p>
江口委員	<p>今、委員長がおっしゃった通り、上尾市社会福祉協議会しか実施できる団体はないという考えについては、私も全面的に賛成である。</p> <p>ここからは、上尾市社会福祉協議会として、年換算で880万円だとしたら、どの部分ができるかどの部分を絞るのかという話になると思う。</p> <p>ただ、これは非常に難しいところで、法人後見を削っていいかというと、私としては、法人後見を実施してこそ、成年後見制度というものがどういうものかを理解することができ、日常生活自立支援事業からの、スムーズな移行もできると考えているので、法人後見を外して考えるというのも難しいかなとは思う。この辺りは、他の委員のご意見も聞きたいと思う。</p>
古谷野委員長	成年後見センターの業務と上尾市社会福祉協議会が法人後見業務を行うことは、イコールではないとは思う。
江口委員	ただ、さきほどの上尾市社会福祉協議会の山辺課長のご説明だと、日常生活自立支援事業と、法人後見事業とを一体として実施する部署を設けるために、安

	定的な経営が可能となるよう、専門の相談員2人は、上尾市社会福祉協議会のプロパーで欲しいというお話があった。当然法人後見を積極的に実施するという前提で、先ほどの、プロパー2人という話が出てきたと思うので、今のようなお話をさせていただいた。
古谷野委員長	山辺課長、いかがだろうか。
山辺課長	審議会の委員の皆様からも、いろいろとご意見をいただいた通り、私どもが中核機関を担っていくとなると、他市の社会福祉協議会で、すでに法人後見事業に取り組んでいるところとは全くレベルが違う。 ゼロからのスタートとなるので、中核機関を担うのであれば、それよりもできるだけ早く、法人後見業務を、1件でも、2件でも受任をして、そこでしっかりと経験を積みながら、中核機関を担っていかなければいけないと考えている。中核機関を担う場合には、法人後見業務を大々的にやるというのも、多分すぐ業務が回らなくなってしまうのかなという不安があり難しいかなとは思っている。今の日常生活自立支援事業の利用者で、成年後見制度に移行できそうな人を受任して、自分たちの力をつけながら、中核機関の業務を担っていくことを想定していた。
古谷野委員長	確認したいのだが、法人後見の業務と、この成年後見センターの受託というのは、今の江口委員のご指摘にも、山辺課長のご回答にもあったのだが、表裏一体の関係にある。ただし、業務委託として考えたら、別物なんじゃないかと思うのだが高齢介護課、どうだろうか。
事務局	業務委託の内容としては、法人後見業務を含めず、切り離して考えている。
古谷野委員長	ちょっと意地の悪い言い方をすると、成年後見センターの委託費の中から法人後見に必要な人件費や人員を捻出しようとするのは、ちょっと違うと言えるのではないだろうか。高齢介護課としてはどう考えているか。
事務局	法人後見業務に関しては、社会福祉協議会の本来業務である地域福祉業務という部分で実施していただければというようにこちらでは考えており、成年後見センターの業務委託の中には、当初から入れないという考えでいた経緯がある。
古谷野委員長	つまり、上尾市社会福祉協議会への業務委託全体の中に、その法人後見業務は本来入っているものだと。 ただその全体の額が減ってしまっているから、新しい事業を受けられないということはあるかもしれないが、考え方としては、上尾市社会福祉協議会への運営費補助金の中に入っているはずであるという整理になる。 丸山副委員長、この点についてはどうだろうか。
丸山副委員長	山辺課長がおっしゃっているのは、例えばこれを上尾市社会福祉協議会に業務委託されたときに、担当した職員、どういう立場の職員か、今の議論だとわからないが、その担当職員が不在だからといって、相談に来た人の相談を受けられませんということは上尾市社会福祉協議会として、言ってはいけないということをおっしゃっているのではないかと思う。 権利擁護に関する事業を一体的に運営していくて、例えば、配置した職員が、講座等の事業に出ていて不在でも、例えば法人後見を担当する職員が、インテークぐらいはできて、相談に乗れるくらいの、気軽な成年後見センターを上尾市社会福祉協議会としてはやりたいのではないかと見ている。

	<p>他市町村では、法人後見の人事費を、若干含めて委託しているところもあれば、一体的にやろうということで、両者の話し合いで全て含めて入れているところもある。あるいは法人後見は社会福祉法人としての使命だということで、社会福祉協議会が独自に運営しているところもあるのでこれは、一概には言えない。ただ、一体的にやった方が、非常にいいものができるし効率的なのだろうと、私は考えている。</p>
古谷野委員長	<p>おっしゃる通り、懐というか、財布は、本来別のものなのかもしれないが、一体的に運営することによって、日常生活自立支援事業の方も、場合によっては一緒に運営していくことによって、相乗効果が働くし、職員の貸し借りというか、支え合いみたいなことはある程度できる。</p> <p>これが社会福祉協議会という、例えば他のNPO法人などと比較したらはるかに大きな組織に、業務を委託するということのメリットでもある。</p> <p>例えば、山辺課長が率いるたくさんの職員の中で、仕事を分け合ったりすることがある程度できるというのが、上尾市社会福祉協議会という大きな組織のメリットなわけで、それを生かすことによって、正規職員2人以上というところにそんなにこだわらなくても、そこをクリアすることができるのではないかというようにも思う。いきなり相談が月に何十件も来るというような事態が起こるわけではないので、徐々にスタートしていくことになる。</p> <p>最初のところは、ある程度はこなせるかとは思う。</p>
長塚委員	<p>人員配置のところだが、相談員を2人以上配置することについて、積み上げの根拠や、作成している資料はあるのか。この業務に、0. 何人工必要、この業務に0. 何人工必要と、積み上げていくと、2.0人工必要だよという計算を、行政が新規事業を実施するときに作成されたりすると思うが、そういう根拠があるのか。それとも事前に上尾市社会福祉協議会との打ち合わせの中で、この業務をやるのだったらこのくらいという話し合いがなされたのか確認したい。</p>
事務局	<p>市のほうで、上尾市社会福祉協議会に対し、仕様書のもっとラフな案を渡して、このような事業を委託した際、どれぐらいの人工ができるかという相談をした際に、上尾市社会福祉協議会から、2人は必要という提示をされた。</p>
古谷野委員長	では、山辺課長からご回答いただけるか。
山辺課長	<p>具体的にこの業務は何人工でという積み重ねで人工計算をしたものではないが、中核機関の業務で、一番大事にしたい業務が、やはり相談だと思っている。中核機関に繋がった相談を、しっかりと受けとめ、整理しながら、必要なところにつなぎながら、できるだけ円滑に、最終的に支援調整会議にかけながら、成年後見制度の利用につなげていくことが大事だと思っている。</p> <p>これまで社会福祉協議会は相談を数多く受けてきている。特に社会福祉協議会はジャンルを問わないため、まさに総合相談を受けている。</p> <p>総合相談の中で、例えば相談が10件あったとしたら、その1件1件が経験上、重たい案件ばかりである。そうすると一つ一つの相談に時間もかかるし、すごく労力もかかる。アウトリーチを何度もしていかねばならない。</p> <p>そういうことを繰り返しながら丁寧に相談を受けとめ、必要なところにつなげていくという取り組みをやってきている。要するに相談を、甘く見ていない。相談業務を大事にしなければ中核機関としてはよろしくないというふうに思い、相談業務にかなりの労力をかけなければいけなくなるだろうと想定すると、おのずと複数体制というのは外せないという考え方になる。</p>

小杉委員	<p>いろいろ上尾市社会福祉協議会としての考え方があるとは思うが、現実問題として、880万円という金額になりそうなわけだから、まず1年目は1人でやってみて、それでできる範囲は何かというものをもう一度組み立ててみてほしい。トータルのスケジュールが遅れてくるのはもう仕方がないという考え方で進めないかといけないだろう。2人配置しなければ事業が実施できないということだと、結局上尾市社会福祉協議会の予算のどこから持ってくるしかないことになる。</p> <p>まずはその予算額で、できる範囲の中で進めていくしかないような気がする。</p>
吉田香織委員	<p>私も上尾市社会福祉協議会に中核機関を担っていただくのが一番だと考えている。これまで、相談業務を大事にしてこられたことは、上尾市社会福祉協議会と一緒に仕事をしてきて、十分理解している。予算額はほぼ決まってしまったことなので何とも言えないが、例えば研修会を開催したときに人を集め必要があれば、地域包括支援センターも、地域住民、特に高齢者の方や、ケアマネジャーにお声がけしたりして、集客に協力することなどでお手伝いができる。また、成年後見制度の相談はこれまでの業務のベースにはないと言われていたが、これまで社会福祉協議会が実施してきた日常生活自立支援事業と、高齢者に特化した相談ではあるが、地域包括支援センターが受けた権利擁護に関する相談経験の中で、相談業務に関しても一緒に、連携しながらお手伝いできる部分もあると思っている。</p> <p>中核機関としては社会福祉協議会に担っていただく必要はあるが、高齢者分野は地域包括支援センターで、また、障害者分野は上尾・桶川・伊奈基幹包括支援センターで、それぞれお手伝いできることは協力していくならなとは思っている。</p>
古谷野委員長	<p>地域包括支援センターは、一次相談窓口でもある。これまでの審議会で、成年後見センターに直接来所する市民の方もいるということを盛んに申し上げてきたけれど、もう一方のルートとしては、一次相談窓口を経由してくる方もいる。始めはそういう人のほうが多いかもしれない。ある程度、相談の負担を分担し、日時をずらして予約制で受けたりというような対応も不可能ではないと思う。先ほど吉田香織委員が話されたように、地域包括支援センターも一次相談窓口の立場で、協力してくださることである。</p> <p>他にご意見はないだろうか。</p> <p>結論とすると、やはり、もうすでに色々話し合ってきたことではあるが、これは上尾市社会福祉協議会にどうしても受けさせていただくしかないし、上尾市社会福祉協議会としても、中核機関や成年後見制度なんて知らないよとおっしゃることはできないと思うので、上尾市社会福祉協議会と、担当の高齢介護課との間で、もう少し、どの程度だったら実施できるのかということを詰めていただいて、一方で、市の目玉事業であることも踏まえて、例えば令和4年度予算では、880万円と言わず、もうちょっと増額していくように考えていただきつつ、どういう線だったらやれるかということを細かく詰めていってほしい。</p> <p>丸山副委員長どうだろうか。</p>
丸山副委員長	回答に悩む質問である。
古谷野委員長	難しいことを承知でお聞きしたい。
丸山副委員長	上尾市社会福祉協議会が権利擁護や成年後見センターの設置について、拒否的ということではなくて、良いものを作りたいあまり色々考えているところがあるのだと思う。

	<p>山辺課長と前に話したことがあるが、きちんと真面目に考えていらっしゃる。委員長がおっしゃったように、やり方をどうするかということかもしれない。運営費補助金を 10% 減らされてしまうと社会福祉協議会としては寂しい気持ちになってしまう。</p> <p>やっぱり先が見えなくなってしまって、また来年もし減らされたら、受託しても、真面目に取り組めなくなってしまうというところがあるのではないだろうか。</p> <p>難しいところだが、先ほど小杉委員がおっしゃったように、やはりどの辺ならできるかということを、もう少し詰めていただいた方がいいのかなと思う。やはり、これではできないんだということであれば、できる方法は何かとか、そういうところまで少し細かく詰めていただいた方が良いと思う。詰めるというと、そこで受託しなさいという話になってしまって、私もちよつと言いくらい。伝え方が難しいが、もう少し話し合いを深めたほうがいいのかなと思っている。</p>
古谷野委員長	立場上、非常に難しい質問であると承知の上でお答えいただいた。
丸山副委員長	埼玉県社会福祉協議会の立場で受託しなさい、事業を実施しなさいと言える立場ではない。ただ、権利擁護支援の重要性を上尾市社会福祉協議会はよくわかっていると思っている。埼玉県権利擁護センター所長としては良く頑張っていると思っている。
古谷野委員長	まだ予算案の段階だが、少なくとも、令和 3 年度はこの予算で 2 ヶ月間やっていただく方向で、具体的にどういう形だったらやっていけそうなのか、令和 4 年度に向けてどういう手立てを打つべきかというのを、上尾市社会福祉協議会と高齢介護課とで詰めていただくと同時に、市の上層部まで含めて、訴えかけを続け、いろいろと検討していただくことをお願いしてこの審議会、の結論としたいと思うが、高齢介護課長、どうだろうか。
堀田高齢介護課長	委員長からご意見をいただいた予算立てに関して、副市長も、中核機関の設置に関しては非常に心配している。コロナ禍にあり、今回は希望通りの予算づけができなかつたという結果については非常に残念だが、令和 4 年度以降の予算づけに関しては、これをベースとして、担当課としても努力をさせていただくつもりである。 当初の要求額である 1700 万円に届くかどうかは別としても、なるべく増額できるように頑張っていきたいと思っている。
古谷野委員長	上尾市社会福祉協議会の山辺課長にもぜひご協力いただいて、可能な線を見つけていただいて、令和 4 年度以降の本格的な始動を、徐々に進めていけるように、工夫していただければと思う。お願いしてよろしいか。
山辺課長	引き続き、高齢介護課と相談し合いながら、上尾市社会福祉協議会としても、いろいろと判断をしていきたいと考えている。
古谷野委員長	よろしくお願いしたい。 何とか成年後見センター、そして上尾市の権利擁護支援事業全体が、着実に発展していくよう、さらにご尽力いただきたいと思う。 残された時間も少なくなってきたので、資料 2 の②について、前回からの相談対応の流れの修正案だが、これについて簡単にご説明をいただきたいと思う。
事務局	資料 2-②修正箇所について説明

古谷野委員長	このフローチャートについてご覧いただいたかと思うが、何かご質問、ご意見のある方いらっしゃるか。
吉田剛委員	この左側の図のフローの最後に、三つ選択肢が枝分かれしてある、左側の記載で「相談者が家庭裁判所等の後見等開始申立まで、自主的に対応できる方は初回の利用相談で終結する」とあるが、完全に終結ということではなくてやはり何らかのフォローや、申立が決まった後は、やはりその後の、誰が後見人等につくかわからないが、特に親族後見人が候補者になった場合等はフォローアップに関しても、何らかの案内をしたほうが良いと感じた。
古谷野委員長	例えばこの下方に、「終結」ということの意味を説明する一行があってもいいのかもしれない。 完全に終結だからもう手を引きますよ、さよなら、ということではありませんよ。
丸山副委員長	先ほど吉田剛委員がご発言されたように、中核機関としてフォローしていくことや、親族後見人や将来取り組むこととなる市民後見のこと等も踏まえた注意書きを少し足したほうがいいかと思う。 記載に関しては、国の成年後見利用促進基本計画にも出てくる表現に合わせた書きぶりが良いと思うので補足させていただいた。
古谷野委員長	下の説明についてはもう少し親切だといいのかもしれない。 相談対応については、取り掛かるのは1年以上先の話なので、まだこれから練っていく時間はあるかと思う。引き続き継続して検討していくことで良いだろうか。
委員一同	了承。
古谷野委員長	続いてガイドラインに関しても、今決定しなければいけないというものではないので、概略のみお話をさせて継続審議にしたいと思う。
事務局	一成年後見活用検討ガイドライン（案）の活用について説明一
古谷野委員長	このガイドラインの共有に関しては、まだ先の話なので、引き続き審議会でも検討していくことにしたい。 一つだけ伺いたいのは、後半に用意されている相談票等の台帳に関しては電子化の予定はあるか。
事務局	その点についても今後検討していく。
古谷野委員長	まだ伺いたいもあるとは思うが、時間の関係もあるので、これについては引き続き検討していくということにさせていただきたい。
事務局	一点事務局から確認しておきたいことがある。今回案として提出した仕様書にも、成年後見センター相談員の資格要件として、専門資格要件や、相談業務に3年以上携わった経験を要件として記載しているのだが、こういった条件を、必須とするかどうかについて皆さんからご意見を伺いたい。
古谷野委員長	これは、これからいろいろ話をしていく上で出来る条件になるから聞いて

	<p>おきたいということだと思うが、実際問題、うんと経験のある人をいきなり採用しようというのは無理なのではないだろうか。</p> <p>いずれかの国家資格は必要だろうと思うが、それ以上のことを、今、ここで決めてしまわぬ方がむしろ良いのではないだろうか。</p>
事務局	<p>現場で成年後見人等の活動に従事している委員の皆様から、ご意見だけでも伺えればと思っている。</p> <p>ここで決定というものではなくて参考としてお聞かせ願いたい。</p>
古谷野委員長	横森委員何かご意見はあるか。
横森委員	<p>埼玉県社会福祉課会ばかりとなあ埼玉の代表としてこの審議会に出席しているため、相談員の資格要件に関して、「社会福祉士等」と記載していただいていることについてはうれしく思っている。</p> <p>確認だが、このアの条件については資格を有するものということで、資格取得後の年数についての制限は問わないということでよろしいだろうか。また、イについては、国家資格のあるなしかかわらず、上尾市社会福祉協議会等で、勤務しながら相談業務に従事していた職員ということだろうか。資格としては、社会福祉士に準ずる資格で、社会福祉主事という資格があるが、そういった資格等にとらわれずに、実務として3年以上の相談業務経験者という理解でよろしいだろうか。</p>
事務局	当課としての当初の希望は、資格要件、相談業務経験の両方を備えている人を配置したいと考えていた。
横森委員	<p>どちらの要件にも該当するというのが、一番理想的だとは思う。</p> <p>また、実際にそのような人材が確保できるかどうかについては、これからだと思うので、これを最低必須要件にするという形で縛らなければ、この条件を目指して、検討していただくことは必要だろうと個人的には思っている。</p>
古谷野委員長	<p>両方の要件を備えていることを理想と考え、場合によっては、どちらかの要件のみ当てはまる方となることもありうる。</p> <p>例えば、日常生活自立支援事業の支援員の経験などでも、ある程度、まかなえるかもしれないなど、柔軟に考えていった方が良いということだろうか。</p> <p>この要件を必須とすると厳しいと思う。</p>
事務局	今後検討していく。
古谷野委員長	<p>他に何かご意見はあるだろうか。</p> <p>先ほどから話しているように、予算という外枠の条件が決まってしまったため、これから中身をいじっていかなければいけない。</p> <p>上尾市社会福祉協議会も絶対に受託は拒否ということではなく、むしろできるだけの形でやりたいという中での話合いなので、これから中身を詰め直していくということをお願いしたい。</p> <p>続いて議題の（4）その他について事務局より説明をお願いする。</p>
事務局	来年度の審議会の開催予定についてご案内する。来年は3回の審議会を予定しており、初回は7月ごろ開催を予定している。
古谷野委員長	当初予定は3回程度ということで、そのように予算取りをしたのだと理解はず

	るが、今日の状況で、次回7月の開催で間に合うだろうか。
江口委員 事務局	7月では遅いと思うので、もう少し早く予定を入れたほうが良いかと思う。 状況に応じて、また早めに開催できるよう調整したいと思う。
古谷野委員長	これから高齢介護課としても上尾市社会福祉協議会と相談し、さらに市の上層部とも相談をして詰めていくという作業なので、1~2週間で片がつくものではないだろうことは承知しているが、のんびりしてはいられないという状態だとは思う。 予算上3回の予定なのだろうとは思うが、この審議会もオンラインで開催できているため、回数を増やすということも、ある程度は検討できるのではないかと思うがどうだろうか。
事務局	時期に関しては、予定より早め、5月ぐらいまでには開催出来るよう調整していきたいと考えている。回数については改めて検討させていただく。
古谷野委員長	重ね重ねで、高齢介護課にはいろいろとご無理をお願いすることになるが、少し急ぎながら、しかし、丁寧に詰めていかないといけないという段階になってきているため、ご協力お願いする。 以上で令和2年度第5回上尾市成年後見制度利用促進審議会を終了とさせていただきたい。 ご協力ありがとうございました。

以上